

議案第29号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

くすのき広域連合の解散に伴い、解散前の広域連合における公務に起因する負傷等の災害補償に関し、必要な経過措置を設けたく、本案を提案した。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和46年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（くすのき広域連合の解散に伴う経過措置）

第6条 くすのき広域連合の解散の日（令和6年3月31日。以下「解散日」という。）までに、失効前のくすのき広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成11年くすのき広域連合条例第8号。以下「旧広域連合条例」という。）第2条に規定する職員（以下「旧広域連合職員」という。）が公務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡し、又は通勤により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合における公務上の災害又は通勤による災害であって、旧広域連合条例の規定により解散日まで補償がなされていたもののうち引き続き解散日の翌日以後の期間に補償すべきものについては、旧広域連合条例の例により補償する。

2 解散日までに旧広域連合職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合であって解散日の翌日以後に補償が必要な状態になったとき（既に補償を受けていた者が新たな補償を必要とする状態になったときを含む。）における公務上の災害又は通勤による災害については、旧広域連合条例の例により補償する。

3 前2項の規定により補償する場合において、旧広域連合条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 解散日までにした旧広域連合条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧広域連合条例の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。